

医師意見書の提出にかかるQ & A

Q：発達状況に関しては定期的な通院をしていません。医師意見書はどこに依頼したらよいでしょうか。

A：下記東京都のサイトに発達障害に関する都内の医療機関の情報が掲載されていますので、ご活用ください。受診に際して紹介状が必要な場合は、かかりつけ医にご相談ください。

お困りの場合は、障害福祉課までご相談ください。

※予約から受診までの期間、受診から意見書発行までの期間を考慮すると、数か月単位で時間がかかる場合もありますので、早めの対応をお願いいたします。

東京都福祉保健局＞障害者＞障害者施策＞発達障害

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/hattatsushougai.html

「発達障害者支援ハンドブック 2020」＞「第4章内 発達障害者医療機関リスト (pdf)

※ハンドブック内ページ P146～P161

なお、お子様の発達状況の確認及び適切な支援の実施のため、定期的な受診をおすすめします。

Q：市への提出期限を過ぎてしまいそうです。どうしたらよいでしょうか。

A：原則として、サービスの支給決定（受給者証の発行）は医師意見書提出を前提としていますが、どうしても期限を過ぎそうな場合は、事前に担当までご相談ください。

Q：児童発達支援ではなく、放課後等デイサービスの利用時のみ医師意見書が必要なのはなぜですか。

A：小学校に進学する年齢になると、未就学児と比較して、発達上の課題等がある程度明確になり、サービス利用についてもより適切な見立てが可能となってくることから、放課後等デイサービス利用時に医師意見書の提出をお願いしています。

稲城市役所障害福祉課障害福祉係 支援担当
電話 042-378-2111 (内線 229・230)